

## 議案第7号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」

という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="331 751 647 783">第6節 ゴルフ場利用税</p> <p data-bbox="237 820 327 852">(用語)</p> <p data-bbox="219 882 1084 1171"><u>第125条 この節において、利用料金とは、その名称のいかんを問わず、ゴルフ場の利用者がその選択によらず当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべきものとされている料金をいい、基準料金額とは、次の各号に掲げるゴルフ場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料金の額をいう。</u></p> <p data-bbox="248 1203 1084 1299">(1) <u>会員その他の当該ゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で利用する権利を有する者(以下この節において「会員等」</u></p>	<p data-bbox="1238 751 1554 783">第6節 ゴルフ場利用税</p>

という。)が存するゴルフ場 会員等以外の一般の利用者が支払うべきものとされている利用料金の額であって、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この節において「休日」という。）以外の日をいう。）におけるもの（以下この節において「平日料金」という。）又は休日におけるものの最高額（以下この節において「休日料金」という。）の70パーセントに相当する額のうちいずれか高い額

(2) 会員等が存しないゴルフ場 平日料金の90パーセントに相当する額又は休日料金の63パーセントに相当する額のうちいずれか高い額

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第125条の2 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第126条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の等級欄に掲げるゴル

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第125条 略

(ゴルフ場利用税の税率)

第126条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の左欄に掲げる等級ご

ゴルフ場の等級ごとに、同表の規模及び基準料金額の欄に掲げるゴルフ場の区分に応じ、それぞれ同表の税率欄に定める金額とする。

等級	規模及び基準料金額			税率
	ホール数が27ホール以上のゴルフ場	ホール数が18ホール以上27ホール未満のゴルフ場	ホール数が18ホール未満のゴルフ場	
1級	基準料金額が13,000円以上のもの	基準料金額が15,500円以上のもの		1人1日につき 1,200円
2級	基準料金額が10,500円以上13,000円未満のもの	基準料金額が13,000円以上15,500円未満のもの		1人1日につき 1,100円
3級	基準料金額が8,000円以上10,500円未満のもの	基準料金額が10,500円以上13,000円未満のもの		1人1日につき 950円
4級	基準料金額が6,000円以上8,000円未満のもの	基準料金額が8,000円以上10,500円未満のもの		1人1日につき 800円
5級	基準料金額が4,000円以上6,000円未満のもの	基準料金額が6,000円以上8,000円未満のもの	基準料金額が8,000円以上のもの	1人1日につき 650円

とに、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

1級	1人1日につき	1,200円
2級	1人1日につき	1,100円
3級	1人1日につき	950円
4級	1人1日につき	800円
5級	1人1日につき	650円
6級	1人1日につき	500円
7級	1人1日につき	400円

6級	基準料金額が 4,000円未満 のもの	基準料金額が 4,000円以上 6,000円未満 のもの	基準料金額が 6,000円以上 8,000円未満 のもの	1人1日に つき 500 円
7級		基準料金額が 4,000円未満 のもの	基準料金額が 6,000円未満 のもの	1人1日に つき 400 円
8級				1人1日に つき 300 円

2 前項の規定にかかわらず、1ホール当たりのコースの延長（コースの総延長をホールの数で除して得られる数値をいう。）が230メートル未満のゴルフ場については、同項の規定による当該ゴルフ場の等級の1級下位の等級の税率を適用する。

3 ゴルフ場ごとの等級及び税率は、前2項の規定により知事が決定し、規則で定める通知書によって通知する。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴル

2 前項の表の左欄に掲げる等級は、当該ゴルフ場の規模及び整備の状況、利用料金等を基準として知事が定め、規則で定める通知書によって通知する。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴル

フ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)～(4) 略

2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合（会員等の利用に限って軽減されている場合を除く。）に限り、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第9号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第14号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

フ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1)～(4) 略

2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合（会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。）に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

3 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。